

浜田市福祉事務所長に対する事務委任等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 9 号

浜田市福祉事務所長に対する事務委任等に関する規則等の一部を改正する規則

(浜田市福祉事務所長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第 1 条 浜田市福祉事務所長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年浜田市規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 11 号中「児童扶養手当法」の次に「(昭和 36 年法律第 238 号)」を加える。

第 7 条第 11 号中「知的障害者福祉法施行規則」の次に「(昭和 35 年厚生省令第 16 号)」を加え、同条第 17 号中「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に改める。

第 8 条第 8 項第 6 号中「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に改める。

(浜田市福祉医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 2 条 浜田市福祉医療費助成条例施行規則(平成 17 年浜田市規則第 73 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 2 項」を「同条第 4 項」に改める。

(浜田市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 3 条 浜田市子ども医療費助成条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 2 項」を「同条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。